

定 款

第1章 総 則

第1条(商号)

当社は、アンジェス株式会社と称し、英文では、AnGes, Inc.と表示する。

第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 遺伝子治療医薬品に関する研究開発・製造・輸出入及び販売
- 2 医薬品・医療機器・医療用品・医薬部外品・化粧品及び食品等の研究開発・製造・輸出入及び販売
- 3 微生物叢の研究開発
- 4 遺伝子解析及び微生物叢解析による検査
- 5 医薬品・医療機器・医療用品・医薬部外品・化粧品及び食品等の製造に関する技術指導サービス及びその受託製造
- 6 その他適法な一切の業務

第3条(本店の所在地)

当社の本店は、大阪府茨木市に置く。

第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

第5条(公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,200,000,000 株とする。

第7条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第8条(单元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する单元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 10 条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- (3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 11 条(株式取扱規則)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第 12 条(招集)

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第 13 条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

- (2) 当会社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 14 条(株主総会の開催場所)

当会社の株主総会は、本店又はその隣接地もしくは大阪府豊中市、東京都港区又はその隣接地において開催する。

第 15 条(議長)

株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条(電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる措置のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条(議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

第19条(取締役の員数)

当社の取締役は7名以内とする。

第20条(取締役の選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第22条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(2) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する

ものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 23 条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第 24 条(取締役会の決議の省略)

当社は、取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議を可決する旨の取締役会の決議があったものと見なす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 25 条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議により、取締役の中から、代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議により、代表取締役の中から、社長を選定する。

(3) 必要に応じて、取締役会は、その決議により、取締役の中から、会長1名を選定する。

第 26 条(業務執行)

代表取締役社長は、当社の業務を統轄する。

(2) 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

第 27 条(取締役会規則)

取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 28 条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条(社外取締役の責任限定契約)

当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第 30 条(監査役の員数)

当社の監査役は、5 名以内とする。

第 31 条(監査役の選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 34 条(監査役会の招集)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 35 条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 36 条(監査役会規則)

監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 37 条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 38 条(社外監査役の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第 39 条(事業年度)

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第 40 条(期末配当金)

当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

第 41 条(中間配当金)

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以

下「中間配当金」という。)をすることができる。

第 42 条(期末配当金等の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金は、その支払提供の日より満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以上は当会社の現行定款に相違ない。

2026年3月27日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
アンジェス株式会社
代表取締役社長 山田 英

- 1999年12月17日 制定
- 2000年3月28日 改訂
- 2000年6月7日 改訂
- 2000年6月12日 改訂
- 2000年6月28日 改訂
- 2000年11月22日 改訂
- 2001年5月11日 改訂
- 2001年5月16日 改訂
- 2001年5月24日 改訂
- 2001年8月3日 改訂
- 2001年10月29日 改訂
- 2001年12月5日 改訂
- 2002年3月29日 改訂
- 2002年6月21日 改訂
- 2002年8月1日 改訂
- 2003年3月27日 改訂
- 2003年4月1日 改訂
- 2004年3月30日 改訂
- 2004年3月31日 改訂
- 2004年9月1日 改訂
- 2005年3月31日 改訂
- 2006年3月30日 改訂
- 2006年5月1日 改訂
- 2007年3月30日 改訂
- 2008年3月28日 改訂
- 2009年3月27日 改訂
- 2013年7月1日 改訂
- 2014年1月1日 改訂
- 2014年3月28日 改訂
- 2017年7月1日 改訂
- 2019年3月28日 改訂
- 2022年3月30日 改訂
- 2023年3月30日 改訂
- 2026年3月27日 改訂